

日立市監査告示第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年1月24日

日立市監査委員 橋本 仁 一

同 吉田 修 一

定期監査結果報告書

1 監査の対象部課所等

市長公室

共創プロジェクト推進担当、秘書課、政策企画課、地域創生推進課、
広報戦略課、デジタル推進課

生活環境部

ゼロカーボン推進担当、コミュニティ推進課、文化・国際課、
女性若者支援課、環境推進課、資源循環推進課、清掃センター

産業経済部

交流拠点活性化担当、商工振興課、産業立地推進課、農林水産課、
かみね公園管理事務所、観光物産課、にぎわい施設課

農業委員会事務局

2 監査の対象期間

令和6年4月1日から令和6年10月31日まで

3 監査の実施期間

令和6年11月6日から令和6年12月26日まで

4 監査の実施方法

監査対象期間に執行した事務事業について、担当部課所長から説明を求めるとともに、財務に関する共通事項及び重点着眼事項を主眼に監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果、事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

以上